



鳥取県公報

平成15年4月30日(水)
号外第73号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (50) (協働推進室) 3
 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (51) (労働雇用課)10
 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
 規則 (52) (県民生活課)15
 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (53) (管理課)29

人委規則 不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の勤務条件に関する
 措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (15) (任用課)31

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

- 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請書等について特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(様式第1号、様式第11号関係)
- 2 事業報告書等の提出は提出書に添付して行うこととするともに、当該提出書の様式を定めることとした。(第7条、様式第5号の2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 技能習得手当について、特定職種受講手当を廃止するとともに、受講手当の日額を500円(現行 600円)に引き下げることとした。(第2条、第6条関係)
- 2 基本手当の日額を次のとおり引き下げることとした。(第4条関係)

区分		金額	
		改正後	現 行
20歳以上の者	鳥取市の地域に居住する者	3,930円	3,940円
	鳥取市以外の地域に居住する者	3,530円	3,540円
20歳未満の者		3,530円	3,540円

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の施行の日から施行することとした。ただし、2は、平成15年5月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 動物取扱責任者の資格（第5条の2関係）

知事が行う講習会を終了した者以外の動物取扱責任者の資格を次のとおり定めることとした。

- (1) 獣医師
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

2 動物取扱業の登録の申請（第5条の3関係）

- (1) 動物取扱業の登録に係る申請書の様式を定めることとした。
- (2) 動物取扱業の登録申請時に氏名等のほかに申請書に記載すべき事項を次のとおり定めることとした。
 - ア 動物取扱業の具体的な内容
 - イ 営業開始予定年月日
- (3) 動物取扱業の登録申請時に申請書に添付すべき書類を次のとおり定めることとした。
 - ア 動物を飼育し、又は保管する設備、給水設備、施設又は設備の洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置を示した飼育施設の平面図
 - イ 飼育施設の立面図及び付近の見取図
 - ウ 動物取扱責任者が鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定による要件を満たすことを証する書類
 - エ 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例の規定による許可を受けたことを証する書類

3 動物取扱業登録証（第5条の4関係）

動物取扱業の登録証の様式を定めることとした。

4 動物取扱業の変更の登録等（第5条の5関係）

- (1) 動物取扱業の変更の登録を受けなくてもよい場合を次のとおり定めることとした。
 - ア 主として取り扱う動物の数の変更であって、当該変更に係る数が10未満又は変更前の数の30パーセント未満であるもの
 - イ 飼育施設の構造の変更のうち、動物を飼育し、又は保管する設備等の配置に係るものであって、当該変更に係る部分の床面積が飼育施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの
 - ウ 飼育施設の規模の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が変更前の延べ床面積の30パーセント未満であるもの
 - (2) 動物取扱業の変更の登録を受けようとする条例に規定する登録業者（以下「登録業者」という。）が申請書に記載すべき事項を次のとおり定めることとした。
 - ア 登録業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地
 - ウ 登録番号
 - エ 変更予定年月日
 - オ 変更の理由
 - (3) 動物取扱業の変更に係る登録申請書の様式を定めることとした。
 - (4) (3)の申請書に添付する書類は、2(3)アからエまでに掲げる書類のうち変更をしようとする事項に係るものとする事とした。
 - (5) 登録業者が氏名等の変更があったときに行う届出は、動物取扱業登録事項変更届を提出してしなければならないこととした。
- 5 登録業者の地位の承継の届出（第5条の6関係）
- (1) 登録業者の地位の承継に係る届出は、登録業者地位承継届を提出してしなければならないこととした。
 - (2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

- ア 承継の原因が相続である場合にあつては、戸籍謄本
- イ 承継の原因が相続である場合であつて相続人が2人以上あるときは、届出者以外の相続人全員の同意書
- ウ 承継の原因が合併である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本
- 6 飼育施設の使用の廃止の届出（第5条の7関係）
飼育施設の使用の廃止に係る届出は、動物取扱業飼育施設使用廃止届を提出してしなければならないこととした。
- 7 動物取扱業登録証の再交付の申請（第5条の8関係）
動物取扱業登録証の再交付に係る申請は、動物取扱業登録証再交付申請書を提出してしなければならないこととした。
- 8 立入調査等を行う職員の身分を示す証明書（第5条の9関係）
動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所等への立入調査等を行う職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。
- 9 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
- 10 施行期日等
- (1) この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。
- (2) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則の動物取扱業登録証は、3の動物取扱業登録証によるものとする事とした。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.6パーセント（現行 8.25パーセント）とすることとした。（第58条の2、第59条、第62条、第72条関係）
- 2 施行期日等
- (1) この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第50号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(設立認証申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる書類は、2部提出しなければならない。</p>	<p>(設立認証申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、<u>第10号及び第11号</u>に掲げる書類は、2部提出しなければならない。</p>
<p>(設立又は合併の登記の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の届出書には、登記したことを証する登記簿謄本、<u>法第10条第1項第1号に掲げる書類及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録</u>を添付しなければならない。</p>	<p>(設立又は合併の登記の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の届出書には、登記したことを証する登記簿謄本並びに<u>法第10条第1項第1号及び第8号に掲げる書類</u>を添付しなければならない。</p>
<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定により提出する書類は、2部とし、<u>様式第5号の2の提出書</u>を添付して提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定により提出する書類は、2部提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(解散の認定の申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、<u>様式第8号の届出書に清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本</u>を添付してしなければならない。</p>	<p>(解散の認定の申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第40条において準用する民法(明治29年法律第89号)<u>第77条第2項の規定による届出は、様式第8号の届出書に清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本</u>を添付してしなければならない。</p>
<p>(合併認証申請書)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び<u>第8号</u>に掲げる書類は、2部としなければならない。</p>	<p>(合併認証申請書)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、<u>第10号及び第11号</u>に掲げる書類は、2部としなければならない。</p>
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>特定非営利活動法人設立認証申請書</p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>特定非営利活動法人設立認証申請書</p>

職氏名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、
特定非営利活動法人を設立することについて認証を
受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
申請者 氏 名 ④
電話番号

記

1 ~ 5 略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
- 3 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないししないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）

10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算

職氏名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、
特定非営利活動法人を設立することについて認証を
受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
申請者 氏 名 ④
電話番号

記

1 ~ 5 略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 役員名簿（2部）
- 3 各役員の就任承諾書
- 4 略
- 5 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓う旨の宣誓書の謄本
- 6 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 設立者名簿
- 11 略
- 12 設立当初の財産目録
- 13 設立当初の事業年度を記載した書面（事業年度を設ける場合のみ。）
- 14 設立の初年及び翌年（事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。以下同じ。）の事業計画書（2部）
- 15 設立の初年及び翌年の収支予算書（2部）

書 (2部)

様式第3号 (第5条関係)

特定非営利活動法人役員変更等届出書

職氏名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注 略

添付書類

役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

様式第4号 (第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職氏名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

様式第3号 (第5条関係)

特定非営利活動法人役員変更等届出書

職氏名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注 略

添付書類

役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、就任承諾書及び住所又は居所を証する書面並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓う旨の宣誓書の謄本

様式第4号 (第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職氏名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書（2部）

4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）

(2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

様式第5号の2（第7条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職氏名 様

特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名



電話番号

記

電話番号

記

1～3 略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 略

3 略

4 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1) 役員名簿（2部）

(2) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第8号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

提出書類	提出部数
1 前事業年度の事業報告書	2部
2 前事業年度の財産目録	2部
3 前事業年度の貸借対照表	2部
4 前事業年度の収支計算書	2部
5 前事業年度の役員名簿	2部
6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	2部
7 記載事項に変更があった定款	2部
8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し	2部
9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し	2部

注

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、それぞれ特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表及び収支計算書と区分して作成すること。
- 3 5に掲げる書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載すること。
- 4 7から9までに掲げる書類は、前事業年度において定款の変更があった場合に提出すること。

様式第11号(第11条関係)

特定非営利活動法人合併認証申請書

職氏名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

様式第11号(第11条関係)

特定非営利活動法人合併認証申請書

職氏名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ㊟
 申請者 電話番号
 (乙)
 郵便番号
 住 所
 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号

記

- 1 ~ 5 略
- 注 略
- 添付書類
- 1 及び 2 略
- 3 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) (2部)
- 4 各役員が特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (2部)
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書 (2部)

代表者の氏名 ㊟
 申請者 電話番号
 (乙)
 郵便番号
 住 所
 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号

記

- 1 ~ 5 略
- 注 略
- 添付書類
- 1 及び 2 略
- 3 役員名簿 (2部)
- 4 各役員の就任承諾書
- 5 略
- 6 特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓う旨の宣誓書の謄本
- 7 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 合併設立者名簿
- 12 合併当初の財産目録
- 13 合併当初の事業年度を記載した書面 (事業年度を設ける場合のみ)
- 14 合併の初年及び翌年 (事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。以下同じ。) の事業計画書 (2部)
- 15 合併の初年及び翌年の収支予算書 (2部)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行細則様式第5号の2及び様式第11号の規定の適用については、様式第5号の2中「前事業年度」とあるのは「前年」と、様式第11号中「合併当初の事業年度及び翌事業年度」とあるのは「合併の初年及び翌年」とする。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第51号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 県が支給する法第18条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当（受講手当及び通所手当とする。）及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）とする。</p>	<p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 県が支給する法第18条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当（<u>受講手当、特定職種受講手当</u>及び通所手当とする。）及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）とする。</p>
<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受</p>	<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受</p>

けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。

(1)～(5) 略

(6) 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第1条第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(7)～(15) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いている者を除く。)で雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 鳥取市の地域 3,930円

(2) 前号に掲げる地域以外の地域 3,530円

3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2 受講手当の日額は、500円とする。

けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。

(1)～(5) 略

(6) 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第1条第1項第8号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(7)～(15) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いている者を除く。)で雇用対策法施行規則第1条第1項第8号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 鳥取市の地域 3,940円

(2) 前号に掲げる地域以外の地域 3,540円

3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,540円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2 受講手当の日額は、600円とする。

3 技能習得手当のうち特定職種受講手当は、支給対象者が昭和50年労働省告示第24号(雇用対策法施行規則の規定に基づき労働大臣が定める職種を定める等の件)に規定する職種に係る職業訓練(委託訓練及び速成訓練を含む。)で公共職業能力開発施設が行うものを受ける期間の日数に応じて支給する。

4 特定職種受講手当の月額は、2,000円とする。ただし、第4条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の特定職種受講手当の月額は、その日数のその月の現日数に占める割合を2,000円に乗じて得た額を減じた額とする。

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

7 第4条第1項ただし書の規定による基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額は、第4項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 略

様式第1号（第11条関係）

その1

訓練手当受給資格認定申請書			
年 月 日			
職 氏 名 様			
申請者 ㊟			
訓練手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
申請する手当の種類	基本手当	技能習得手当（受講手当）	寄宿手当
略			

備考 略

その2

訓練手当受給資格認定申請書			
(通所手当関係)			
年 月 日			
職 氏 名 様			
住 所		申請者	
氏 名		氏 名 ㊟	

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略

9 第4条第1項ただし書の規定による基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額は、第6項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の2までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 略

様式第1号（第11条関係）

その1

訓練手当受給資格認定申請書				
年 月 日				
鳥取県知事 様				
申請者 ㊟				
訓練手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。				
記				
申請する手当の種類	基本手当	技能習得手当		寄宿手当
		受講手当	特定職種 受講手当	
略				

備考 略

その2

訓練手当受給資格認定申請書				
(通所手当関係)				
年 月 日				
鳥取県知事 様				
住 所		申請者		
氏 名		氏 名 ㊟		

通所手当の支給を受けたいので、下記のとおりに申請します。

通所の開始年月日
年 月 日

略

備考 略

様式第2号 (第11条関係)

訓練手当受給資格認定書					
略					
訓練手当の種類	基本手当	技能習得手当		寄宿手当	備考
		受講手当	通所手当		
	日額 円	日額 円	月額 円	月額 円	
略					

備考 略

通所手当の支給を受けたいので、下記のとおりに申請します。

通所の開始年月日
年 月 日

略

備考 略

様式第2号 (第11条関係)

訓練手当受給資格認定書						
略						
訓練手当の種類	基本手当	技能習得手当			寄宿手当	備考
		受講手当	特定職種受講手当	通所手当		
	日額 円	日額 円	月額 円	月額 円	月額 円	
略						

備考 略

第2条 鳥取県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第85号）の施行の日から施行する。ただし、第4条の改正及び附則第3項の規定は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「新規則」という。）第2条、第6条及び様式第1号から様式第3号までの規定（技能習得手当に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の職業訓練を受ける日に係る技能習得手当の支給について適用し、施行日前の職業訓練を受けた日に係る技能習得手当の支給については、なお従前の例による。

3 新規則第4条の規定は、平成15年5月1日以後の職業訓練を受ける日に係る基本手当の支給について適用し、平成15年5月1日前の職業訓練を受けた日に係る基本手当の支給については、なお従前の例による。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(飼い犬を飼育している旨の標識)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(飼い犬を飼育している旨の標識)</p> <p>第5条 略</p>
<p><u>(動物取扱責任者の資格)</u></p> <p>第5条の2 <u>条例第10条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>獣医師</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者</u></p>	
<p><u>(動物取扱業の登録の申請)</u></p> <p>第5条の3 <u>条例第10条の4第2項の申請書は、様式第2号の2によるものとする。</u></p>	

2 条例第10条の4第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第2条第6号に規定する動物取扱業の具体的な内容

(2) 営業開始予定年月日

3 条例第10条の4第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 動物を飼育し、又は保管する設備、給水設備、施設又は設備の洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置を示した飼育施設(条例第2条第4号に規定する飼育施設をいう。以下同じ。)の平面図

(2) 飼育施設の立面図及び付近の見取図

(3) 条例第10条の3第1項の動物取扱責任者が同条第2項に規定する者に該当するものであることを証する書類

(4) 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第11条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

(動物取扱業登録証)

第5条の4 条例第10条の5第2項の動物取扱業登録証及び条例第10条の8第2項の動物取扱業登録証は、様式第2号の3によるものとする。

(動物取扱業の変更の登録等)

第5条の5 条例第10条の7第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 主として取り扱う動物の数の変更であって、当該変更に係る数が10未満又は変更前の数の30パーセント未満であるもの

(2) 飼育施設の構造の変更のうち動物を飼育し、又は保管する設備等の配置に係るものであって、当該変更に係る部分の床面積が飼育施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの

(3) 飼育施設の規模の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が変更前の延べ床面積の30パーセント未満であるもの

2 条例第10条の7第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の7第1項に規定する登録業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地
- (3) 登録番号
- (4) 変更予定年月日
- (5) 変更の理由

3 条例第10条の7第2項の申請書は、様式第2号の4によるものとする。

4 条例第10条の7第3項において準用する条例第10条の4第3項の規則で定める書類は、第5条の3第3項各号に掲げる書類のうち変更をしようとする事項に係るものとする。

5 条例第10条の7第4項の規定による変更の届出は、様式第2号の5による届出書を提出してしなければならない。

(登録業者の地位の承継の届出)

第5条の6 条例第10条の9第2項の規定による承継の届出は、様式第2号の6による届出書を提出してなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 承継の原因が相続である場合にあっては、戸籍謄本
- (2) 承継の原因が相続である場合であって、相続人が2人以上あるときは、届出者以外の相続人全員の同意書
- (3) 承継の原因が合併である場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

(飼育施設の使用の廃止の届出)

第5条の7 条例第10条の10の規定による廃止の届出は、様式第2号の7による届出書を提出してなければならない。

(動物取扱業登録証の再交付の申請)

第5条の8 条例第10条の11第1項の規定による再交付の申請は、様式第2号の8による申請書を提出してなければならない。

(立入調査等を行う職員の身分を示す証明書)

第5条の9 条例第10条の17第2項及び条例第25条第2項の身分を示す証明書は、様式第2号の9による

ものとする。

(特定動物の飼育許可の申請)

第7条 略

2 略

3 条例第11条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 飼育施設の構造詳細図、配置図及び付近の見取図

(2)及び(3) 略

第19条 削除

(特定動物の飼育許可の申請)

第7条 略

2 略

3 条例第11条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 飼育施設 (条例第2条第4号に規定する飼育施設をいう。以下同じ。)の構造詳細図、配置図及び付近の見取図

(2)及び(3) 略

(立入調査等を行う職員の身分を示す証明書)

第19条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、様式第14号によるものとする。

第2条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の8様式を加える。

様式第2号の2 (第5条の3関係)

(表)

動 物 取 扱 業 登 録 申 請 書

職 氏 名 様

動物取扱業の登録を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の4第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号

)

事業所の名称					
事業所の所在地		(電話番号)			
動物取扱業	種別	販 売 保 管 貸 出 し 訓 練 展 示			
	具体的な内容				
主として取り扱う動物の種類及び数	ほ乳類				
	鳥類				
	は虫類				
飼育施設の構造及び規模	建築様式	木造 木造モルタル造 鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋 コンクリート造 コンクリートブロック造 [その他]			
	延べ床面積	m ²			
	床	コンクリート タイル 厚板 土 石材金属板 [その他]			

(裏)

飼育施設の管理の方法	排水処理の方法	公共の下水道に直接放流 浄化装置で処理後に公共の下水道に放流 浄化装置で処理後に公共の溝きょに放流 [その他]
	廃棄物の処理方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 [その他]
	動物の死体処理の方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 [その他]
	消毒の方法	薬剤消毒 熱水消毒 紫外線消毒 [その他]
動物取扱責任者の氏名		
営業開始予定年月日	年 月 日	

注1 「動物取扱業」の「種別」の欄は、該当するものすべてを で囲むこと。

2 「動物取扱業」の「具体的な内容」の欄には、「種別」において で囲んだ種別の内容をできるだけ具体的に記載すること。

3 「主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、ほ乳類、鳥類及びは虫類の別に当該事業所で常時取り扱う代表的な種類をそれぞれ3種（3種未満の動物しか取り扱わない事業所においては、その取り扱う種すべて）挙げ、それぞれの種の次にその標準的な取扱数を括弧書で記載すること。

4 「飼育施設の構造及び規模」の欄は、建築様式及び床について該当するものがあれば で囲み、その他の場合及び延べ床面積については空欄に該当する事項を記載すること。

5 「飼育施設の管理の方法」の欄は、該当するものを で囲み、その他の場合については、空欄にできるだけ具体的に記載すること。

6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

1 動物を飼育し、又は保管する設備、給水設備、施設又は設備の洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置を示した飼育施設の平面図

2 飼育施設の立面図及び付近の見取図

3 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の3第1項の動物取扱責任者が同条第2項に規定する者に該当するものであることを証する書類

4 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第11条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

様式第2号の3 (第5条の4関係)

動 物 取 扱 業 登 録 証

登 録 番 号	第 号
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
事 業 所	名 称
	所 在 地
動 物 取 扱 業 の 種 別	
主として取り扱う動物の種類	
動 物 取 扱 責 任 者 の 氏 名	

登録年月日 (変更の登録年月日)

年 月 日

職 氏名

印

様式第2号の4 (第5条の5関係)

動物取扱業変更登録申請書

職 氏 名 様

動物取扱業の登録を受けた事項の変更の登録を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の7第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊤

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 飼育施設の構造又は規模を変更する場合にあつては、動物を飼育し、又は保管する設備、給水設備、施設又は設備の洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置を示した飼育施設の平面図並びに飼育施設の立面図
- 2 動物取扱責任者を変更する場合にあつては、その者が鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の3第2項に規定する者に該当するものであることを証する書類
- 3 新たに特定動物を取り扱う場合にあつては、条例第11条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

様式第2号の5 (第5条の5関係)

動 物 取 扱 業 登 録 事 項 変 更 届

職 氏 名 様

動物取扱業の登録を受けた事項に変更があったので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の7第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

㊤

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号の6 (第5条の6関係)

登 録 業 者 地 位 承 継 届

職 氏 名 様

登録業者の地位を承継したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の9第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

㊤

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
登 録 番 号	第 号
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 者	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
	住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
承 継 の 原 因	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 承継の原因が相続である場合にあつては、戸籍謄本
- 2 承継の原因が相続である場合であつて相続人が2人以上あるときは、届出者以外の相続人全員の同意書
- 3 承継の原因が合併である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

様式第2号の7 (第5条の7関係)

動物取扱業飼育施設使用廃止届

職 氏 名 様

動物取扱業の飼育施設の使用を廃止したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の10の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

㊤

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録番号	第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 動物取扱業登録証

様式第2号の8 (第5条の8関係)

動物取扱業登録証再交付申請書

職 氏 名 様

動物取扱業登録証を紛失(損傷)したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の11第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊤

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷した年月日	年 月 日
紛失・損傷の別	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 動物取扱業登録証を損傷した場合にあつては、当該動物取扱業登録証

様式第2号の9 (第5条の9関係)

(表)

第 号

立 入 調 査 員 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の17第1項及び第25条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。

年 月 日

職 氏名

印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(立入調査等)

第10条の17 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例(第2章の2の規定を除く。)の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 略

(5) 第10条の17第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)~(6) 略

(7) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第14号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

(みなし登録業者の動物取扱業登録証)

2 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第29号）附則第7項の動物取扱業登録証は、改正後の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則様式第2号の3によるものとする。この場合において、同様式中「登録年月日（変更の登録年月日）」とあるのは、「動物取扱責任者の届出年月日」とする。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第53号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合</u>で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年3.6パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合</u>で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年8.25パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）</p>

は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4～8 略

は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4～8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定する請負契約に係る新規則第58条の2第1項の損害金、新規則第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに新規則第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第15号

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成8年鳥取県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(不服申立ての受理又は却下)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 不服申立書が郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(第71条第1項において「郵便等」という。)</u>で提出された場合における不服申立期間の計算については、<u>送付</u>に要した日数は、算入しない。</p> <p>(文書の送付)</p> <p>第71条 文書の送付は、使送又は<u>郵便等</u>によって行う。 2及び3 略</p>	<p>(不服申立ての受理又は却下)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 不服申立書が郵便で提出された場合における不服申立期間の計算については、<u>郵送</u>に要した日数は、算入しない。</p> <p>(文書の送付)</p> <p>第71条 文書の送付は、使送又は<u>郵送</u>によって行う。 2及び3 略</p>

(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成10年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書の送付)</p> <p>第28条 人事委員会がこの規則に基づき文書を送付するときは、使送又は郵便若しくは民間事業者による<u>信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（次項において「使送等」という。）</u>によって行うものとする。</p> <p>2 人事委員会は、文書を受けるべき者の所在が知れないとき、<u>その他使送等によって文書を送付することができないときは</u>、前項の規定にかかわらず、公示の方法によって文書を送付することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(文書の送付)</p> <p>第28条 人事委員会がこの規則に基づき文書を送付するときは、使送又は<u>郵送</u>によって行うものとする。</p> <p>2 人事委員会は、文書を受けるべき者の所在が知れないとき、<u>その他文書を使送し、又は郵送することができないときは</u>、前項の規定にかかわらず、公示の方法によって文書を送付することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。